

令和3年度 地域商業等支援事業（継続）

■目的

事業者の高齢化、廃業が進む中で地域の商業機能が失われつつある現状を踏まえ、地域商業の維持を図る。

■事業のポイント

- 空店舗での開業のみならず、市内全域で、「開店計画を有する者」を支援。（小売店等の持続化）
- 買い物不便対策に効果のある移動販売事業について必要となる経費を支援。

■事業の実施区域 重点的に商業等を振興する区域（該当区域となるか事前にご相談ください）

■事業内容

事業区分		補助内容	補助率・限度額
小売店等 開業 支援事業	一般 枠	■補助対象者 小売業・サービス業の開店予定者	■補助率 1/2以内
		■補助対象経費 開店に係る初期投資費用 (改修費、備品購入費、備品リース料、家賃、広告宣伝費)	■補助限度額 200万円（ただし、家賃は月額10万円かつ12か月分を上限）
移動販売・宅配支援 事業		■補助対象者 食料品等の移動販売・宅配事業を行う計画を有する又は既に行っている小売業者、商店街組織、商工団体等	【対象経費A】 ■補助率 1/2以内 ■補助限度額 1台あたり200万円 【対象経費B】 ■定額補助 1年目10万円/1台 2年目8万円/1台 3年目6万円/1台（3年を上限とする。） 【対象経費C】 補助対象経費の1/2以内（1台あたり20万円）
		■補助対象経費 A 移動販売・宅配に必要な車両及び設備の取得費、備品リース料、広告宣伝費（備品購入費、備品リース料を申請する場合に限る） B 移動販売・宅配に必要な燃料費、車両維持費（車検代、修繕費）：年間経費が200千円を超えることが要件。 C POSシステム等レジ関連機器の購入又はリースに係る経費	
買い物不便対策事業		次のア及びイの要件を備える者であること。 ア 次のいずれかに該当する者 (ア) 県内において開店計画を有する会社又は個人 (イ) 県内において事業承継計画を有する中小企業者又は個人 (ウ) 県内において改修・備品購入の計画を有する中小企業者又は個人 イ 市町村が次の全てに該当することを認めた計画を有する者 (ア) 食料品・日用品の販売により、地域住民の買い物不便対策に資すること。 (イ) 近隣に食料品等の小売店舗がある場合は、当該店舗を営業者の理解を得ていること。	■補助率 1/2以内
		■補助対象経費 改修費、建築費、備品購入費、備品リース料、家賃、広告宣伝費	1,000万円（ただし、家賃は月額10万円かつ12か月分を上限）
商業環境整備 事業		■街路灯、アーケード等、商業集積地における顧客利便性確保等のための共同利用施設整備に係る支援	■補助率 1/2以内
			■補助限度額 1,000万円
地域流通拠点整備事業		市内において飲食料品等の仕入共同化のための拠点整備計画を有する	■補助率 1/2以内 ■補助限度額 200万円